

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 原田 峻

本論文は、非営利的な社会貢献活動をおこなう市民団体に、法人格と税制上の優遇措置をあたえる法律としての「特定非営利活動促進法」(以下「NPO法」と省略する)の制定および改正をめぐる約20年間の立法運動の展開を、「組織間連携」の実態と「ロビイング戦略」の果たす役割の重要性にしばって、社会運動論の立場から丹念に分析した労作である。ここで取り上げているのは、NPO法の1998年の制定と2011年の改正というプロセスに関わった諸主体の組織であり、とりわけ「シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会」(以下「シーズ」と表記する)の動きに焦点をあてて、実証的・理論的に考察している。

第1章では、NPOをめぐる政治学・社会学における「下請け化」「ネオリベリズム」「市民活動」の議論などの先行研究を参照しつつ、社会運動に参加するさまざまな主体と政府や政党や官僚組織が主導する政策過程とのダイナミックな相互作用を明らかにするという課題にとって、なぜNPO法が戦略的なのが論じられる。そのうえで、法人格の付与と税制優遇措置という論点を含む研究対象としてのNPO法をめぐる経緯が整理される。第2章では、第1章の問題意識を受けて、視野に入れるべき「アドヴォカシー連合」「社会運動の連携」「ロビイング戦略」「運動の帰結」「政策志向的学習」などの基礎的な概念が検討され、本研究が用いる10期の時期区分や、調査研究の基本的なフレームが論じられる。

つづく第3章から第6章は第I部としてまとめられ、企業の社会貢献活動が話題になった1990年代初頭から1998年3月のNPO法の成立までが分析されている。自民・社会・さきがけの連立政権の成立や、小選挙区比例代表制の導入などのもとで、市民団体への関心が政治過程でも高まりつつあったが、やはり大きな契機は阪神淡路大震災であり、そこでのボランティア活動への注目である。各政党が独自にボランティア支援立法を模索すると同時に、衆議院・参議院の法制局やシーズが組織間や分野間を連携させる役割を果たし、参加者それぞれの「政策志向的学習」が政策合意を成立させたことが分析される。

第7章から第10章は、第II部として2001年の認定NPO法人制度の制定とその漸次的改正を経て、2012年6月のNPO法改正による新寄付税制の導入にいたる時期を扱っている。議員連盟やシーズ、さらに党税調・財務局などの諸主体が、「ねじれ国会」などの状況のなかでいかなる連合を生み出したか。とりわけ各地のNPO支援センターを中核とした、立法運動の地域間連携を背景としたシーズの「ロビイング戦略」が、いかに税制に焦点をあてた政策志向的学習を生みだし、新たな税制改正に結びついていったかが分析される。

第11章は社会運動としての立法運動の成果を、問題にとっての帰結と運動にとっての帰結の2点から総括し、終章において本研究の理論枠組みや方法論が社会運動の同時代分析としてもつ意義を論じている。

本論文は、理論的な展開においてさらに発展させるべきところが残るとはいえ、立法プロセスの詳細な社会運動論的分析で、粘り強いヒアリング調査にもとづく意欲的な研究である。本審査委員会は、博士(社会学)の学位を授与するにふさわしいものと判断した。